

令和4年 (第4回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和4年12月7日

# 総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和4年12月7日(水)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時37分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(8名)

委員長	阿部真一君	副委員長	榊田貢君
委員	首藤正君	委員	山本一成君
委員	堀本博行君	委員	松川峰生君
委員	加藤信康君	委員	美馬恭子君

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
企画戦略部参事	浜崎真二君	職員課長	河野伸久君
政策企画課長	行部さと子君	財政課長	矢野義知君
財政課参事	本田明彦君	情報政策課長	新貝仁君

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	主査	佐藤雅俊
事務員	尾割春晃		

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第86号	令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第87号	令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	全員一致による 原案可決
議第88号	令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第89号	令和4年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第90号	令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第91号	別府市役所事務分掌条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第92号	別府市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	全員一致による 原案可決
議第93号	特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第94号	別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第102号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	全員一致による 原案可決
議第103号	市長専決処分について（関係部分）	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和4年12月7日

総務企画消防委員会

委員長 阿 部 真 一

## 総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○阿部委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）関係部分外10件であります。

審査はお手元に配付している議案順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

では初めに、職員課関係議案の審査を行います。

議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）職員課関係部分から議第90号令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）職員課関係部分まで及び議第92号別府市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてから議第94号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまで、以上8件を当局から一括して説明願います。

○末田総務部長

それでは、総務部職員課関係部分についての審査をお願いいたします。担当課長のほうから説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○河野職員課長

それでは、職員課関係部分の議案の御説明をさせていただきます

まず、予算議案について御説明をいたします。

議案審査順序表の議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）から議第90号令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の5議案における職員課関係部分、人件費関係部分でございますが、お配りしたお手元の資料にて一括して御説明をしたいと思います。

こちらA4の横のほうの資料がございます。題目が令和4年12月補正予算人件費という資料を御覧ください。

職員人件費としましては4,699万3,000円の増額をしようとするものでございます。令和4年の大分県人事委員会の勧告に基づき、給料月額、勤勉手当の額を改正することに伴うものでございます。給料につきましては、若年層に重点を置き、給与表の改定を行うものでございます。具体的には1級事務員から3級主任の給料月額を最大で3,000円から4,000円程度引上げ、4級から8級につきましては500円から2,000円程度引き上げるものでございます。全体的な平均でプラス0.43%程度の改定率となっております。また、勤勉手当につきましては、支給率を0.1月分の引上げを行おうとするものでございます。

では、資料の内訳でございます。

まず、給料につきましては778万円の減額となっております。こちらは県の人事委員会勧告に伴う1,693万円の増額に対し、育児休業などの増加による減額2,471万円によるものでございます。

次に、職員手当についてでございます。2,600万円の増額となっております。こちらも県の勧告に伴う勤勉手当の支給率0.1月分の引上げによる3,717万4,000円の増額に対し、育児休業者などの増加による減額1,117万4,000円によるものでございます。

次に、共済費についてでございます。490万円の増額となっております。こちらも勧告に

伴うものでございまして、給料並びに勤勉手当の増額による共済費 1,073 万 3,000 円の増額に対し、育児休業などの増加による減額が 583 万 3,000 円によるものでございます。

次に、報酬でございます。2,445 万 1,000 円の増額となっております。こちらは会計年度任用職員の雇用の増加によるものでございます。育児休業者や病気休職者の代替や業務量の増加に伴うものでございます。

次に、費用弁償でございます。こちらは 57 万 8,000 円の減額となっております。この費用弁償でございますが、会計年度任用職員の通勤に対する費用弁償でございます。全般的に通勤距離や通勤方法の変更により平均単価が下がったことによるものでございます。

以上が、職員人件費に係る補正予算の内容でございます。

続きまして、事件議案の御説明をいたします。

まず、議第 92 号別府市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。

議案書が 2 ページから 30 ページとなっております。内容が広範多岐にわたりますので、お配りをしてありますお手元の資料の定年延長の概要案別府市、A 4 の縦の部分にて御説明をいたします。

まず、目的についてでございます。生産年齢人口が減少する中で、60 歳を超える職員の能力、経験を活用するものでございます。

次に、2、経緯についてでございます。国家公務員法の一部を改正する法律並びに地方公務員法の一部を改正する法律が令和 3 年 6 月 4 日に国会成立しております。それを受けまして、令和 3 年 6 月 11 日に法令が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、別府市においても同様の措置を行おうとするものでございます。

次に、3、概要でございます。定年年齢を令和 5 年から 2 年ごとに 1 歳ずつ段階的に引上げを行い、令和 13 年度までに 65 歳とするものでございます。

主な制度につきましては、まず役職定年制、管理監督職勤務上限年齢制についてでございます。管理職は 60 歳以降は非管理職へ移動することを原則とします。ただし、特例措置として特例任用を可能とします。こちらでございますが、管理職の級は 60 歳前の職員を対象とすることを原則としますが、職務の特殊性や欠員の補充が困難な場合は管理職として任用することが可能となるものでございます。具体的には特別なプロジェクトなどが該当するものと考えております。また、非管理職は 60 歳前の級に在職することとなります。

続きまして、2 の定年前再任用短期間勤務制度についてでございます。60 歳以降に退職した職員は、本人の希望により再任用短時間勤務職員の職に採用することができるものです。よって 60 歳以降の任用につきましては、本人の希望により退職、定年延長、定年前短時間勤務職員を選択できることとなります。

次に、暫定再任用制度です。定年年齢の段階的引上げの期間中、令和 13 年度まででございますが、現行と同様の再任用制度を残存するものでございます。よって、現行の再任用制度は廃止され暫定再任用制度に変わるものでございます。

次に、4、情報提供及び意思の確認についてでございます。60 歳になる前年度に対象となる職員に対しての情報提供と意思確認を行うものです。

次に、5、給与に関する措置でございます。当分の間、60 歳以降の職員の給料月額を 60 歳前の 7 割水準とするものです。また、当分の間、60 歳以降に定年前に退職した職員が不利にならないよう定年を理由とする退職と同様の退職手当を試算して支給するものでございます。

以上が、議第 92 号の御説明となります。

続きまして、議第 93 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてです。

こちらは、議案書の 31 ページを御覧ください。

特別職である市長、副市長、教育長及び別府市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

別府市においては、国の特別職に準じて支給率を改定しております。具体的には現行の支給率 3.25 月から 3.3 月の 0.05 月分の引上げを行おうとするものでございます。なお、令和 4 年度の 12 月期を 1.675 月、0.05 月の増とし、令和 5 年度の 6 月期、12 月期は共に 1.65、合計で 3.3 月になるものでございます。

以上は、議第 93 号の御説明となります。

次に、議第 94 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

こちらは、議案書の 34 ページを御覧ください。

予算議案の職員人件費で御説明をいたしました但、県の人事委員会勧告に基づき、一般職の給料月額、給料表及び期末、勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

さきの予算議案の御説明と重複いたしますが、給料月額につきましては全体的に平均でプラス 0.43% 程度の改定率となっております。勤勉手当につきましては、支給率を 0.1 月分の引上げを行おうとするものでございます。なお、再任用職員につきましては、0.05 月分の引上げとなっております。なお、この改定につきましては、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用するものでございます。また、会計年度任用職員の給料月額につきましては、一般職の給料表に準じておりますので、同様の改定を令和 5 年 4 月 1 日の施行にて行おうとするものでございます。

以上で、職員課関係部分の議案についての御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○阿部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願ひます。

#### ○松川委員

課長、さっき定年延長 2 年に 1 回ということなのだけだ、極端なことをいうと令和 13 年、今の現職の職員さんで何歳の方がこれに当てはまってくる、65 歳というのは。

#### ○河野職員課長

令和 5 年度に定年退職をなされる方が対象となります。令和 6 年度が退職年度となりまして 61 歳となります。そこで 2 年ごとの引上げとなりまして、令和 13 年度において完成という形になります。

#### ○松川委員

実際では令和 13 年度まで 65 歳までおられる方、職員さんは今現在の職員さんで大体お幾つぐらいの人が、今現在幾つぐらいの人が 65 歳になる。

#### ○河野職員課長

最終年度で完成するのが、ちょうど今田辺部長の世代になります。令和 5 年度の最初の定年延長に係るのが白石部長の世代、令和 6 年度、予定であった令和 8 年度の退職予定の方が松屋部長で 62 歳ということでございます。飛びまして、令和 8 年度に 60 歳に到達する安部企画部長なのですけど、令和 12 年度に 64 歳と、そういう段階的になります。

○松川委員  
結構です。

○美馬委員  
給与に関する措置ということで、当分の間、60歳以上の職員の給与月額が60歳前の7割水準とするということになっているのですが、これ13年度にきちっと65歳までが引かれた後は、この給与に関してはまたそこで考えるということなのですか、どうですか。

○河野職員課長  
60歳に到達した以降は、もう皆さん7割水準になるということでございます。

○美馬委員  
完成した後。

○河野職員課長  
当分の間、60歳が区切りになっております。60歳を超えたら完成してきた後は65歳までが7割水準ということなんです。完成した以降は、国のほうは当分の間という、まだ先はまだ見えない状態みたいです。

○美馬委員  
だから、当分の間がどれだけか分からないのですが、要するに65歳定年制になるわけですよ、はっきり言って。13年度で65歳定年制になるのだけど、給与に関してはまだはっきり決まってないということになるのですかね。

○河野職員課長  
現段階では当分の間7割という形でございます。

○末田総務部長  
今回、定年延長入って、延長して65歳までいく職員と、あと例えば60歳で短時間の再任用職員という選択肢ができてきますので、再任用になれば給与水準はもちろんかなり下がります。再任用水準まで下がるということになっております。かなり業務もある程度担っていただかないと悪いので、それなりの職責を担っていただいて7割の支給をするということ、そういうことになっております。

○山本委員  
再任用で7割か、今現行、再任用で給料7割か。

○末田総務部長  
再任用も現在部長級から主査級、係長級までおりますけれども、主査級でいうと年収400万ぐらいなので、部長級で辞めたら2分の1ぐらい下がるという計算です。だからどこの役職に下りるかによってまたそこは変わってまいります。

○山本委員

特例があるな、特例が。特定任期つきというのがあるな、あれは何人おるの、退職。

○末田総務部長

特定任期つき職員は当初3名任用していましたが、今はゼロでございます。

○堀本委員

この制度が導入されるでしょ。そうするとかなりの職員が残るな。その分いわゆる新採用というか、そういうふうなところの影響はどういうふうに考えているか。

○河野職員課長

堀本委員おっしゃるとおり、2年に1回の段階的引上げでございます。ですから令和7年、9年、11年、13年と退職する方がいらっしゃらない年度が生じます。採用に関しましては平準化していかなければならないものと考えております。

○堀本委員

平準化ってなに。

○河野職員課長

慣らしていかなければならないと考えております。

○首藤委員

本会議で荒金議員から役職定年の件で質問がありましたよね。課長のいい答弁をされましたけど、私はこれ組織の活力を維持するためには絶対必要だと思うのですよ。今も変な者がおりますよね。非常にややこしい。あれはやっぱりおかしい。だから今回はやっぱり国家公務員に準じてやりなさいという指示が出ているのだからきちっと役職定年、これやらないと組織の活力が死んでいく、そのためにやってほしい。それから、そのとき課長が特例があるとされましたね。この特例は拡大にして使わないようにしてほしい。これはやっぱり若い人を育てるとか組織を維持するためには絶対必要な、大事なことだと思う。だからこれは本会議で荒金議員がいい質問したなと思ってはいますけど、これは課長が答弁したようにしっかりと守っていただきたい、このようにこれは強く申し添えておきます。

○加藤委員

私は要望というかお願いです。ちょうど今から令和13年までがこの定年延長の期間でいろんなことが起きるな、採用任用の形ももう60歳でぱっと辞めてしまう方、特に女性の方とか現場で働いている方、もう体が続かないという方々もいます。それに加えて今度は再任用、そこまで正規職員になってまで一生懸命働けない、でも働かないといけないという方、併せて体力も気力もあるので定年延長を選んでやっていく、かなり期間的に幅がありますからいろんなことが起こるなという気がします。特に60歳から65歳の方々というのがやっぱり気力はあっても体はなかなかついていけない部分もあるかと思うのですよ。若いときみたいにばりばりというわけにはいかないんで、その力関係、労働力の力量というのをしっかりと把握した上で、やっぱり採用は採用としてちゃんとやっていただきたいなと思います。そうでないと組織力がやっぱり下がってくる。人事がこれだけ幅の広い人たちを、そして会計年度任用職員もおりますし、会計年度任用職員の中には一般の方々から採用された方、そして65歳を過ぎた職員も会計年度任用職員になってそこに頼らざるを得ないぐらいになか

なか採用が応募しても人がいないという状況なので、職員課の仕事非常に大きくたくさん増えてくる、管理が大変だというふうに思いますので、職員課自体がしっかり人事管理ができる体制を組みながら、しっかりと採用計画を立ててほしいなと思います。

○末田総務部長

委員おっしゃるとおり、現状で再任用職員、既にもうOBで100人を超えておりまして、会計年度等を含めると全体の数は膨大に膨れ上がっております。やはり体力が60歳過ぎると、気力あっても本当目がやっぱり視力が落ちたりとか、現場仕事だとやはり腰に持病があるとかなかなか厳しい状態が現状でも続いておりますので、その辺はそれぞれの職員にあった仕事の振り分けとかもしながら住民サービス低下を招かないようにそこはしっかりと組み立てていきたいと考えております。

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

○美馬委員

すみません、もう一個だけ。ここ給与に関する措置とかも書いてあるのですが、60歳で定年延長が段階的に伸びていっても60歳でもう定年しますよって言ったときには、これはもう暫定的なのではと思いますが、退職手当はきちっと60歳の退職手当で計算して退職手当が出るということになるのですか。

○河野職員課長

こちら書いているのが退職手当は退職理由によって率等が変わってきます。だから60歳を超えて突然辞めたというような人も60歳を超えていれば定年扱いの率で退職手当が支給されるということでございます。

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第86号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第87号令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第87号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第88号令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 88 号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 89 号令和 4 年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 89 号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 90 号令和 4 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）職員課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 90 号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 92 号別府市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 92 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 93 号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 93 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第 94 号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第 94 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 29 分

再開：10 時 30 分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 9 号）政策企画課関係部分、議第 91 号別府市役所事務分掌条例の一部改正について及び議第 102 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、以上 3 件を当局から一括して説明願いま

す。

#### ○安部企画戦略部長

企画戦略部から提出しました議案について御説明いたします。

企画戦略部におきましては、議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 9 号）関係部分、議第 91 号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、議第 102 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、議第 104 号市長専決処分についての 4 議案を提案させていただいております。

それでは最初に、政策企画課長から関係部分の説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○行部政策企画課長

それでは、政策企画課関係 3 議案について説明いたします。

初めに、議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算（第 9 号）政策企画課関係部分について、説明いたします。

補正予算書の 18 ページのほうをお願いいたします。

歳入についてですが、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の追加額としまして 1 億 9,404 万 8,000 円を計上しております。こちらはふるさと納税ポータルサイトの拡充などにより、湯のまち別府ふるさと応援寄附金が当初予算額より多く見込まれることに伴い計上するもので、補正後の予算額は 10 億 6 万 9,000 円となり、昨年度の寄附額 7 億 3,641 万 5,000 円と比較しまして 2 億 6,365 万 4,000 円の増額を見込むものです。

次に、歳出の説明をいたします。

予算書の 24 ページのほうをお願いいたします。

中段にあります事業コード 1279、湯のまち別府ふるさと応援寄附金に要する経費の追加額としまして 9,593 万 3,000 円を計上しております。内訳は手数料が 6,857 万 6,000 円、包括代行業務等委託料が 2,735 万 7,000 円です。こちらは湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増額に伴い、手数料につきましてはサイトの利用やクレジットカード決済、宿泊関連ポイント付与などに係る手数料の見込み額、また委託料につきましては、寄附の受付から返礼品の配送までの一連の業務を含む包括代行業務等委託料の見込み額が当初予算額を上回ったことにより、経費の追加額を計上するもので、補正後の金額は、手数料が 1 億 5,224 万 8,000 円、包括代行業務等委託料が 3 億 6,471 万 8,000 円になります。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

次に、議第 91 号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、説明いたします。

資料は議案書 1 ページのほうをご覧ください。

提出しました別府市役所事務分掌条例の一部改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日に向けた組織改編によるもので、こども部の設置に伴い事務分掌条例を一部改正する条例案です。国において各府省それぞれの所掌において行われていました子ども政策を専一に取り組み、子ども及び子どものある福祉の増進及び保険の向上、その他の子どもの健やかな成長等に関する事務を担います子ども家庭庁が令和 5 年 4 月 1 日に創設されること、また、令和 6 年 4 月 1 日に施行されます改正児童法により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を併せ持ち、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有しております子ども家庭センターの設置が努力義務されたことなど、国により推進される子ども政策に迅速に対応するため、こども部を設置するものです。

組織につきましては、お配りさせていただきました資料のほうをお願いいたします。

まず、別府市行政組織図のほうをお願いいたします。

こちらは全体図になりますが、市民福祉部といいきき健幸部の間に子ども部のほうを設置いたします。この子ども部の中につきましては、もう一枚のほう、子ども部新旧対照表のほうをお願いいたします。右側が新しく設置を予定しております子ども部の図になります。こちらの子ども部には市民福祉部所属の子育て支援課を移管するとともに、子ども家庭課を新たに設置し、今まで子ども支援課所属でした子ども支援係を子ども家庭課に移管して一部2課体制となります。また、子ども家庭課にいいきき健幸部健康推進課所管の子育て世代包括支援センター機能を移しまして、子育て支援課所管の子ども家庭総合支援拠点に係る業務と一体的に取り組むために、子ども家庭センターを子ども家庭課に設置し、これまでの相談支援等に加えまして、児童福祉と母子家庭の一体的な支援の提供を行います。

以上で、議第91号の説明を終わります。

続きまして、議第102号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、説明いたします。

資料のほうは議案書57ページをお願いいたします。

住居表示につきましては、国における地方行政のデジタル化が進み、令和7年度には全国の自治体で統一したシステムの導入が予定されており、統一システムの導入後は通称住所の取扱いができなくなるため、通称住所と住民基本台帳の住所を一本化し分かりやすくすることを目的に実施するもので、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものになります。

議案の内容は2点ございます。

1点目の、住居表示を実施する市街地の区域につきましては、資料の58ページの区域図のほうをお願いいたします。

赤い線で囲っております区域図になりますが、現在、通称住所で表示されているところの東荘園と緑丘町、荘園北町の区域になります。

2点目の、住居表示の方法につきましては、街区方式によるものとします。街区方式は町またはあざの区域を道路や鉄道、その他恒久的な施設、または河川、水路等によって区画した街区に符号をつけまして、その街区内にある建物等に一定の方式により住居番号を付し表示する方法になります。住居表示の方法は、道路方式と街区方式の2種類ありまして、現在、別府市内の住居表示実施地区においてとられている方法は全て街区方式で行われていることから、同じ街区方式をとりたいと考えております。住居表示を進めるに当たりまして、各町で自治委員の御協力を得ながら住民説明会を行い、各自治体からは住居表示を実施することの合意をいただいております。

以上で、政策企画課提出の3議案について説明を終わります。何とぞ慎重な御審議のほどお願い申し上げます。

#### ○阿部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

#### ○松川委員

2つ。まず1つは、今回新しく子ども部ができるということで大変御苦労だと思います。

1つは、できるということは職員が今の現状でやるのか新たにまた職員さんと、それから新たな雇用をしていくのかということ。それからもう一点は、今役所の中、全部僕ら詳しく分かりませんが、恐らく手狭とか部屋等の問題があるかなと思うのです。それに

ついてが1点。

それと先ほど住所は変わるけれども簡単に言うとどういう名前がどのように変わるか教えてください。

○行部政策企画課長

職員の配置につきましては、今後、1月に総務部のほうが人事ヒアリングのほうを行います。そのときに事業の優先度に応じて配置のほう決めていく予定にしております。

あと、場所につきましては、現在、庁内のほうで空きスペースとかそういうところをちょっと調整して考えていくようにしております。

あと、住居表示につきましては、東荘園におきましては同じ今までの通称住所を引き続き使うこととしておりまして、今までは例えば東荘園町、東荘園1丁目何組というのが東荘園1丁目何番何号という。あと、例えば緑丘町で言えば、緑丘町5組3が緑丘町何番何号という、何番何号のところは順序よくつけていくようになりますので、同じ5組にとかいうところが引き継がれることはないのですけれども、町名自体は今までの通称住所を引き続き使うこととしております。

○松川委員

だからそんなに大きく変わるということはないね、緑丘についてはね。

○行部政策企画課長

町名については変わることは現状ないです。今この3つのところに関してはですね。

○松川委員

結構です。分かりました。ありがとう。

○阿部委員長

ほかにありますか。

○美馬委員

すみません、このこども部、中身は表で見ると分かるような気はするのですが、結構複雑にこども部の中で子育て支援課と子ども家庭課というふうな形で分かれていきますよね。これ市民の方が相談にみえたときはどういうふうな形ですみ分けを説明できるようになるのですか。

○安部企画戦略部長

健康推進課の部分につきましては、妊産婦と乳幼児の御相談という形で、子育て世代包括支援センターといいますけれども、今本庁のほうに子育て支援課のほうに虐待あるいは貧困などを取り扱う子ども家庭総合支援拠点というのが本庁のほうにあります。ですので、その機能を合体して妊産婦の状態から全てのお子さんの相談についてはもうそちらの家庭支援センターが担うような形になります。その窓口につきましては健康センターのほうで、そちらのほうで受け付けるというふうな内容になります。実際にそちらのほうでも健診とか相談業務とかしておりますので、そこの健康センターがそういった拠点になるというふうな今位置づけております。

○美馬委員

妊産婦から子育て世代に関しては全て一つの課でまとまるということなのですね。そうですね。

○安部企画戦略部長

健康センターが拠点としてそこでまとまって、そちらのほうで窓口を一本化するというふうに考えております。

○堀本委員

住居表示の件なのだけど、ちょっと聞いてなかったとかよく分からないのだけど、今言ったような形で、例えば荘園町、何組何番が荘園町何丁目何番何号になるって言ったかな。例えば移行期間とか、今後の手順というのはどうなるの。それで移行していく手順、段取り。

○行部政策企画課長

今回、議決を得た後、まず住居表示の実施する区域と住所表示の方法について町の区域を変更するというので公示をいたします。その後、今度地方自治法の第260条に基づきまして、今度町の区域の変更しますということで議会の議決を議会のほうに諮りまして、議決をいただきます。それを経てから、今度は実際に町のほうに入って街区というのを、今まで例えば東荘園であれば東荘園1丁目の何番何号という街区、道で囲まれた街区を作っていくこととなります。その街区を作ってまた順序よく番号を振って建物に番号をつけるようになります。それを一軒一軒つけていきまして、それをつけた後に今度実際にお住まいの方、住民の方に何番何号になりますということをお伝えして、それから令和6年の1月の実施を目指して実際に1月何日にこの住所を変更しますということをお知らせして、そこから住所が変更という形になります。

○堀本委員

令和6年の何月って言ったかな。

○行部政策企画課長

令和6年の1月を予定しております。

○堀本委員

1日。

○行部政策企画課長

今のところ6日を予定しております。

○堀本委員

それで別府市内の、例えば緑丘は決まるわな。それで郵便物とかそういうふうなその辺の、例えば年賀状だったりいろんな郵便物がくるわな。役所からだけではなくて。そういうふうなところにももう対応はできるだな。

○行部政策企画課長

現在、旧住所がこうなりますという対照表を郵便局のほうとは共有はしようとしております。また、名前は書いてはないのですけれども、そういうのを共有しようとしております。それに向けて協議をしております。また、郵便局のほうは大体こちらより情報を持っていらっしゃると思いますので、

#### ○堀本委員

郵便局はできるわね。私が言っているのは、例えば住んでいる友人とか県外とか、こういう方々の意識が変わるまでは相当時間がかかるよな、これ。そういうところまでいくわけではないからな。これもまたその荘園と鶴見が終わればまたほか次々と移行していくのだろうけど、どういうふうな形になるか分からないのだけれども、何か混乱するのではないかなという懸念がちょっとあるので、それ辺やっぱりちょっと丁寧に、ちょっと何か令和6年といったらもう来年、再来年だからな。2年間でちゃんとできるのかなという気がするわけよ。分かりました。丁寧にやってください。

#### ○加藤委員

堀本委員と同じ、以前石垣地区が振替したときに、このくらい分厚い対照表というのができて、冊子ではなかったのですけれどもみんなコピーして使ったのがありましたけど、やっぱり10年ぐらい必要になるのですね。だからこれをちゃんと整備をしてもらいたい。そして、欲しい人に配れるような体勢が必要かなと思います。お友達関係もそうやけどやっぱり配達物って今コロナの関係で配達業が物すごく増えてきているので、そういう対応がすぐできるようにお願いしたいかなと思います。

#### ○首藤委員

予算についてちょっとお聞きします。湯のまち別府ふるさと応援寄附金が追加されてきている、これ大変喜ばしいことでもあります。それで委託料が2,700万円出ていますね。この債務についてちょっと述べていただきたいと思います。

#### ○安部企画戦略部長

手数料につきましては、ふるさと納税される方はカード決済とかそういったものがほとんどです。そのカードの関係の手数料とか決済の利用料、そういったものになります。委託料につきましては、給付金額に応じてそれぞれ発送業務とかそういったものを担っている事業者がございます。そういった事業者に対しては、先ほど言いました、すみません、繰り返しになるのですが、寄附金額の増加に応じて何%というふうな委託料の金額が決まっております。それで今回、寄附金額が増額することに伴って委託料も追加したふうな内容でございます。

#### ○首藤委員

どういう品物を送っているかということが一つと、もう一つ、委託先をどのようにして決定しているのか、それを知らせてください。

#### ○行部政策企画課長

まず返礼品、どういうものを送っているのかということですね。まず返礼品のほう出ているのが、宿泊関係で宿泊の補助券とか、あと入浴剤、あと飲料水とか食品関係、そういうものになってきております。

あと、委託先の選定につきましては、プロポーザル方式をとりまして、事業者のほうからまず委託料何%でやりますとか、あとこういうことで取り組んで寄附金を増やしていきますとかそういうところを総合的に見るプロポーザル方式をして委託先を選定委員会を設けて選定しているところです。

○首藤委員

プロポーザル方式は私はいいと思います。指名委員会と似たようなものだと思いますが、問題は別府にふさわしい品物送ってほしいですね。別府らしい品物ですね。これだったら別府かと、これは別府しかないなというふうなものを選択して配慮していただければありがたいと思います。

(委員長交代、副委員長榊田貢君、委員長席に着く)

○阿部委員長

先ほどの住居表示の件なのですけど、2つだけ。今緑丘町の今年度議案が上程されておりますが、今後別府市内の扇山とかいろんな145町ぐらいあってかなりの数あるのでその別府市全体の住所変更の計画、扇山いついつやるとかいう計画と、あと先ほど堀本委員からもありましたけど、行政間の住居表示の調整は恐らくできるのであろうと思います。例えば緑丘地区であれば緑丘地区で事業所を構えている民間の方々の名刺とかリーフレットとか、今であればカレンダーに住所入れたりすることもあると思うのですけど、そういったところの行政側の民間に対しての周知の方法を恐らく民間の方は多分自分ところの資本で名刺を変えるのだったら全部変えていかないといけないだろうし、リーフレットであれば全部費用がまた自腹でかかってくるかと思うので、その辺の行政指導について考えている、2点だけお願いします。

○行部政策企画課長

住居表示の年次計画につきましては、今後、令和8年の1月に全国の統一システムが入ってくることに伴いまして、それまでに年次計画を組んでおります。今回、第6次の計画で終わった後は、あと2回に分けて行う予定にしております。朝日地区、西地区、大平山地区、南立石地区、あと最後に行うところが、鶴見地区、上人地区、亀川地区、春木川地区、浜脇地区、東山地区を今のところ予定して計画しております。

あと、民間のほうへのお知らせとなるのですけれども、事業者と名刺とかリーフレット等の変更につきましては、今事業者側をお願いしたいというところで説明はさせていただいております。

○阿部委員

今の説明でいうと、事業者の方は市役所のほうからこの議案が議決された後、緑丘の方であれば事業者の方に個別に連絡をしていくって形ですかね。

○行部政策企画課長

そこに住んでいる方、事業所の方に個別には何番何号になりますということはお知らせしていきます。

○阿部委員

印刷物、さっき言ったのですが、恐らく事業主負担、民間の市民の方の負担になると思うのですが、その辺はもう説明と今のところ補助があるのかどうかは行政側どういうふうに考えていますか。

○安部企画戦略部長

住民説明会の際にそういった質問かなり出ます。それで費用についてはもう住居表示に関する法律で負担区分というか決まっております。通常がもうそういった法人のカレンダーの名刺とかの印刷、そういった費用についてはもう事業主さんのほうで負担をお願いするということでしております。

○阿部委員

分かりました。恐らく混乱もあるし多分長期間にわたるので、さっき言った年次計画の別府市全体のやつをできたらペーパーかタブレットのほうで送っていただければありがたいと思います。ペーパーも両方お願いします。

○安部企画戦略部長

すみません、住居表示については喫緊の課題でありまして、先ほど言いましたとおり、令和8年1月までにやり終わらないと、今48%の地域が未実施となっております。その令和8年1月以降は通称住所が使えなくなるということで、扇山がもう大字鶴見に自動的に変わるという、その後大混乱ということが考えられますので、今一応ちょっと計画は予定はしているのですが、こちらの方針としてはもうできるところから速やかにやっていくというふうな方針でいっておりますので、一応計画はお示ししておるのですが、それはまた自治会からの要望が強いところが、そういったところについてはちょっと前倒しということも考えております。一応今の計画ということで、またお送りしたいと思っております。

(委員長交代、委員長阿部真一君、委員長席に着く)

○美馬委員

住居表示に関しては、私も別府に来たとき現住所と市に出していた住所とか全く違うし、扇山なんかは開拓順番についているというふうな形でかなり混乱するのですが、そういうふうな場合、8年の1月までに全てが確定ということですが、自治会と話合いの回数としてはどれぐらいの頻度で皆さんに理解していただくということになるのですか。

○行部政策企画課長

お答えいたします。例えば緑丘町、今回で言えば、まず自治会長に説明させていただきまして、その後自治会の役員の方に説明させていただきました。その後に住民のほうに説明させていただいたのですけれども、それについては地域に分けてですけれども延べ10回の説明をさせていただいております。東荘園につきましても、同じように自治会の自治会長、自治会の役員、あと組長さん等経て、住民の方に延べ5回説明させていただいております。荘園北町も同じ手順で住民の方には1回になりますが説明させていただいております。今後も同じような形でまず自治会長さんに説明させていただき、役員の方に説明させていただいた後、住民のほうに説明ということで段取りしていきたいと思っております。

○堀本委員

何か今言う、例えば今鶴見と荘園の話をしてくれたけれど、それ以外の町名ずっと言ったわな、そういったところも令和8年度1月までに終われっていう話だな、聞けば。その2町の扇山と鶴見をこれから令和6年までやってしまっ、それ以降にやるっていうことか。

○行部政策企画課長

住居表示につきましては、1年間でやれなくて半年から1年かけて説明させていただいて、その後実際に番号振るという作業で、合計で1年半から2年かかってきます。それを順番の一つが完全に終わってしまうまで待つのではなくて、重なりながら説明をさせていただくとしております。

○堀本委員

考えを聞いているだけでも別府市の大きな事業よ、これ。あなた方の、課長が中心にやっているかどうか知らないけれども、これで本当丁寧にやらないと混乱されるよ、これ。だからそういった意味では、この組織図ではないけどもそういうチームか何か作って専従でやるぐらいの体制を作らないと、あなた方がこの課、部でやれるようなものというか、そういったようなものではないような気がすると思います。住所変更って大変な問題だから、これ。ずっと今まで作ってきて個人としてもすごくそういう住所とかいったものが、例えば年賀状一つとってみても令和8年で一気に変わってしまうみたいな話になっているけどさ、ちょっとやそつとで1部、課でやれるような問題ではないというふうに思いますから、ちょっとよく考えたほうがいいでしょうな。部長、そう思いますよ。

○安部企画戦略部長

御指摘のとおりでございます。今年度、住居表示推進室というのを設けて室長をはじめに取り組んでいるところでございます。当然また今後実施していく地域が増えていくと思いますので、それはもうちょっと体制の強化というのは急務だと思っておりますので、そこら辺も十分やりたいと思います。

○阿部委員長

また、今回この案に関してはかなりの意見が出たので、今回の区域、緑丘と荘園北で出た議事録とか協議会で検討した内容とか、そういったのもまた委員のほうに資料として提示いただければ進め方の概要が大体分かると思うので、その辺はしっかりよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

○加藤委員

元に戻ります。すみません。こども部です。

当然、現課の職員の方々の意見も聞いて作り上げてきたと思うのですが、一番気になるのは虐待の関係の窓口です。県でいうと児相が中心になって最終的にそこが動くのでしょうかけれども、別府市はここにいう、分かりやすい子ども家庭センターになるのか分かりませんが、そういう広報も含めて考えていただきたいなと。企画して何ぼ、これは提案としては政策なのでしょうけど、現場の方々が、ここに行ったらもう虐待の関係全てできますとそういうその入り口を作っていただきたいなと思います。

○堀本委員

こども部のこども政策部とかさ。こども部長ってこどもの部長みたいだな。

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算(第 9 号)政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 86 号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 91 号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 91 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第 102 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 102 号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11 時 08 分

再開：11 時 09 分

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算(第 9 号)財政課関係部分及び議第 104 号市長専決処分についての財政課関係部分、以上 2 件を当局から一括して説明願います。

○矢野財政課長

議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算(第 9 号)財政課関係部分について、御説明をいたします。

初めに、歳入から御説明をいたします。

予算書の 19 ページをお開きください。

別府市財政調整基金繰入金の追加額として 5 億 7,000 万円を計上しております。これは今回の一般会計補正予算における財源調整といたしまして、一般財源不足分を財政調整基金から一般会計に繰入れをするものでございます。

次に、20 ページをお願いいたします。

競輪事業収入の追加額として3億円を計上しております。これは、今年度の競輪開催売上げについて特別競輪ウィナーズカップの売上げ見込みの増額や、F1レース、大阪関西万博協賛競輪の誘致に伴い、開催売上げ額の増額が見込まれることから、一般会計への繰出金を増額するものでございます。今回の追加で令和4年度の競輪事業収入は合計6億円となります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

24ページをお願いいたします。

1020基金積立金の追加額として2億9,404万8,000円を計上しております。湯のまち別府ふるさと応援寄附金積立金では、歳入予算で政策企画から湯のまち別府ふるさと応援寄附金の追加額1億9,404万8,000円を計上しており、同額を基金に積み立てるものでございます。今回、補正後の基金現在高見込みは10億223万8,000円となり、来年度予算におきまして寄附者の意向に応じた各事業の財源といたします。べっぶ未来共創基金積立金では1億円の追加額を計上しております。競輪事業収入3億円のうち1億円を基金に積み立てるものであり、基金の現在高見込みにつきましては21億8,183万3,000円となります。

次に、25ページをお開きください。

0163基金積立金の追加額として2億295万1,000円を計上しております。別府市財政調整基金積立金では2億円を計上しております。競輪事業収入3億円のうち2億円を令和5年度における学校給食費負担軽減事業の財源として別府市財政調整基金に積み立てるもので、基金の現在高見込みは60億6,905万7,000円となります。

次の、別府市公共施設再編整備基金積立金では295万1,000円を計上しております。これは大分県が実施いたします国道500号拡幅工事に伴い、市有地を大分県に売却することから、農林水産課から295万1,000円の土地売払い収入を計上しておりますが、この全額を別府市公共施設再編整備基金に積立てを行うもので、基金の現在高見込みは15億2,972万2,000円となります。

次に、58ページをお開きください。

0672借入金償還費の追加額として3,230万円を計上しております。これは亀川地区市営住宅集約建て替え事業が完了することに伴い、総事業費の精算を行った結果、建設事業費が減額となり、その財源となります。地方債が減額になったため、今回、借入れ先に繰り上げて償還を行うものでございます。

続きまして、議案について御説明をいたします。

議案書の61ページをお開きください。

議第104号市長専決処分についてにおける処分事項、令和4年度別府市一般会計補正予算(第8号)財政課関係部分についてです。

これは9月に発生いたしました台風14号により被害を受けた農地農業用施設及び公共土木施設等を復旧するため、補正予算を編成し令和4年11月7日に市長専決処分を行いましたので、議会に御報告し、その承認を求めるものでございます。

68ページをお願いいたします。

別府市財政調整基金繰入金の追加額として6,950万円を計上しております。これは本補正予算額7,100万円における一部分担金収入を除く財源不足額について、別府市財政調整基金を取り崩して財源調整を行ったものでございます。

以上で、財政課関係部分の議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○阿部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。  
よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。

初めに、議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算(第 9 号)財政課関係部分について、  
原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 86 号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 104 号市長専決処分についての財政課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 104 号財政課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11 時 17 分

再開：11 時 20 分

#### ○阿部委員長

再開いたします。

次に、情報政策課関係議案の審査を行います。

議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算(第 9 号)情報政策課関係部分について、  
当局から説明を願います。

#### ○新貝情報政策課長

それでは、今回提案いたしました、議第 86 号令和 4 年度別府市一般会計補正予算(第 9 号)  
の情報政策課関係部分について御説明いたします。

まずは、繰越明許費補正から御説明します。

補正予算資料の 7 ページをお開きください。

7 ページの 1 行目になります。総務管理費の無停電電源設備更新事業につきまして 2,122  
万 7,000 円を令和 5 年度に繰越しいたします。本事業は設置後 15 年以上が経過しましたシス  
テムサーバー設備専用の無停電の電源装置設備の更新を行うものです。本年、年末の当初工  
事実施の予定で年度当初から事業のほう着手してきたのですがけれども、世界的な半導体不足  
によりまして予想以上に部材の納期が遅延するということが判明いたしました。本年度中の  
工事が困難になりました。なお、部材のほうは来年 5 月には納品される見込みというふう  
に聞いております。その夏頃の工事実施を検討しております。

次に、歳入について御説明します。

14 ページをお開きください。

こちらも1行目になります。第1目総務費国庫補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金の追加額として603万1,000円を計上しております。本補助金はマイナンバーカードの交付申請手続をサポートする事務に係る補助金となっております。

次に、事業内容について御説明いたします。

24ページをお開きください。

24ページの一番下から25ページにかけてになりますけれども、今回の補正は1369事業、マイナンバーカード普及促進に要する経費につきまして、マイナンバーカードの交付申請の手続をサポートする窓口に係る費用など603万1,000円を追加計上するものでございます。マイナンバーカードのサポート窓口につきましては、本年2月から委託事業によりまして窓口を拡大しましてサポートを行ってまいりましたけれども、マイナポイント第2弾のカードの申請期限が当初の9月から12月に延期されました。このため、これ以降のサポート体制の強化が必要ということで追加をしております。今回の補正では大きく会計年度任用職員2名分の人件費に係る部分と委託事業に係る部分を計上しておるものでございます。まずは会計年度任用職員2名分の人件費につきましては、秋以降、国の新しい申請サポート事業が始まったり、あとは国の現行の健康保険証を令和6年に廃止する方針などがニュースで伝えられてきて、電話による問合せが急増しております。このため、電話対応等の要員として9月から会計年度任用職員2名を職員課の予算で雇用しておるところでございますけれども、人件費が全額国の補助対象となりますので、今回補正の追加額としてこちらの人件費報酬、職員手当等共済費、費用弁償を併せまして、205万8,000円を計上しまして、現在執行しております職員課の予算から振替を行おうとするものでございます。

次に、委託料でございます。

マイナポイントのカード申請期限が12月に延長されたということで、当初10月以降はある程度下火になるというふうに予想しておりましたカードの申請サポート、それからポイントの申請サポート、これがもう来年2月のマイナポイント申請期限に向けて引き続き混雑するということが予想されまして、窓口の強化が必要になったものでございます。内容といたしましては、現在、市役所の1階で開いておりますサポート窓口、従来4ブース5名体制でやっておりましたところ、7ブース8名体制に強化するという想定で、これに必要な追加の人件費などを加味した委託料397万3,000円の追加を行おうとするものでございます。この経費につきましても全額国の補助対象ということになっております。

以上、議案の内容について御説明させていただきました。何とぞ御審議のほどよろしくお願いたします。

○阿部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は発言を願います。

○美馬委員

すみません、マイナンバーカード今時点でどれぐらいのパーセンテージ。

○新貝情報政策課長

申請率とかですね。

○美馬委員

はい。

○新貝情報政策課長

お答えします。今別府市の申請率が11月末で61.9%でございます。県内でいいますと12番目。

○美馬委員

それと、保険証と保険証申請をしている人は大体どれぐらいになるのですかね。

○新貝情報政策課長

その保険証申請の内訳は国のほうでちょっと発表がなくて、内訳ちょっと把握しておりません。

○堀本委員

マイナポイントの申請が今月末で終わりだな。あと、チラシなんかでゆめタウンで何日とかチラシが入っているわな。あの辺は役所みたいにずっと並んでいるぐらいの申請があるのかどうか、その辺はどうか。

○新貝情報政策課長

そうですね、休日を中心にゆめタウンとか大型のショッピングセンターで実施しております。その分は長蛇の列になることはないですね。1日開いて四、五十件ぐらいですね。庁内のほうは200件とかそれぐらい来まして、やっぱりちょっとそれでも待ち時間も監視はしてまして、30分以内ぐらいの状況でございます。

○堀本委員

分かりました。今の状況っていうのは、やっぱりその普及率の上がっているところというのは、例えば何月何日ここでやりますとかいうふうなことではなくて、もう待つのではなくて出向いているのよな、みんな。出向いて、例えば車1台でどこでも行けますみたいな形で出向いて普及率が一と上がっているというな。毎日毎日1階のずらっと並んでいる高齢者の方々がマイナポイントを申請したいってことで毎日並んでいるでしょ。私はもう来るたびに、来たときにこういうふうにもぞいてさ、帰るときもこうやってのぞくのよ1階を。そうするとずっと並んでいる、みんな。特に月・火・水なんかいうのは、それだけやっぱりしたいという、普及率、マイナポイントのポイントが終われば来年またぱったり終わるよ。ポイントの申請がなくなれば。実際私は議員の皆さんにも聞くのよ。申請したか、ポイントって。やっぱりマイナポイントの申請は高齢者の方みんなしたいのだ。けどどうしていいか分からない、何していいか分からないというな。2万円もらえたってあなた、その中のカードの中にまた別に2万円いれなければならないみたいなの。そんな半分当たって半分当たってないような話がずっともう流れているからな。私はいろんな高齢者の皆さんとかに話を聞くと、したかと聞いたら、まあそんなものもう分からないとかいうふうなことで、一生懸命あなたの方がやっているのは分かるのだけれども。60%という頭打ちという。いろいろ提案はしたかったのだけれどさ、もう12月なので何かもう時すでに遅しみたいな感じもするので、もうあまり言わないのだけれどさ。しっかり頼みますよ、本当に。情けないで。

○松川委員

さっき言った、今堀本委員が言ったけど、ポイントが今あるから結構来ているのでしょ。

ポイントがいつまでだったかな。

○新貝情報政策課長

2月末が申込みの期限になっております。

○松川委員

終わったら少なくなるわね。今ポイントがあるから多いのでしょ。だから、その後ぐらい。

○新貝情報政策課長

ポイントを受けるためのカードの申請期限は12月末までになります。

○松川委員

それまでは多行ってことだね。

○堀本委員

課長、これが実態です。よろしくお願ひしますよ。

○加藤委員

細かくごめんなさい。では2月末以降は申請できないの。

○堀本委員

ポイントは。

○加藤委員

普通にカードの申請はできるのですか。

○新貝情報政策課長

マイナンバーカードを作ること自体はずっと期限はございません。マイナポイントを受け  
るためにマイナンバーカードの申請期限が12月末になっておりまして、マイナポイントの申  
込み自体もカードができた後に申し込むのですけれども、それが2月末までというところ  
です。

○阿部委員長

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)情報政策課関係部分について、原  
案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第86号情報政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いた  
しました。

以上で、情報政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時32分

再開：11時33分

○阿部委員長

再開いたします。

最後に、選挙管理委員会事務局関係議案の審査を行います。

議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）選挙管理委員会事務局関係部分について、当局から説明願います。

○末田総務部長

それでは、議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）のうち、選挙管理委員会事務局関係部分について御説明をいたします。

今回の補正予算は、来年度の執行予定の市長、市議会議員選挙に係る債務負担行為の補正であります。

資料につきましては、債務負担行為の補正予算書8ページをお願いいたします。

第3表の2のポスター掲示板設置等委託料につきまして531万2,000円を1,071万円とする増額の補正を計上させていただきました。増額の主な要因につきましては、ポスター掲示上の設置数の修正及び木材の価格の変動等によりまして債務負担行為額の見直しを行ったところでございます。先月の11月11日に令和5年の統一地方選挙の投票日を定める臨時特例法が参議院本会議で可決をされて成立いたしました。そのうち4月23日日曜日は、市長、市議会議員選挙のほか、現在のところ国政選挙の補欠選挙が同日に執行される可能性がございます。よって、確実にそれぞれの選挙を執行するに当たり、令和5年1月にはポスター掲示場設置等の入札を行うなど、早期に準備を進めることとしております。そのため、今議会におきまして債務負担行為の増額補正を計上させていただきました。

以上が、補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○阿部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第86号令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）選挙管理委員会事務局関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第86号選挙管理委員会事務局関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、選挙管理委員会事務局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成については、委員長に一任させていただきたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び議事録の作成につきましては、私、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、総務企画消防委員会を終了いたします。

○閉議：11時37分